

## 1. 平成26年度秋のレビューの概要

平成26年11月12日(水)から14日(金)までの間、「秋のレビュー」として、外部有識者と各府省の担当者により、公開の場(インターネット中継)での検証が実施され、総務省事業のうち対象となったのは2事業(国勢調査、過疎地域等自立活性化推進交付金)であった。

公開の場の対象ではないが、内閣官房行政改革推進事務局から対応を求められた1事業(無線システム普及支援事業(周波数有効利用促進事業))があった。

○ レビューシートの最終公表後の動向(主なものを掲載)。

実施時期	実施内容(括弧内は、総務省関連事業の数)
9月～10月	内閣官房行政改革推進本部事務局による点検(全事業)。
10月上旬～中旬	同事務局による書面による確認(17事業)。
10月下旬	同事務局によるヒアリング(11事業)。
11月6日	行政改革推進会議において「秋のレビュー」の対象の決定等 ○「秋のレビュー」公開の場での対象事業(2事業) ・地方創生・過疎地域等自立活性化推進交付金 ・国勢調査 ○更に見直しの余地があると考えられる事業(1事業) ・無線システム普及支援事業
11月12～14日	同会議が「秋のレビュー」を実施。
11月28日	同会議が「秋のレビュー」の結果をとりまとめて公表。
平成27年1月26日	同会議が「秋のレビュー」等の指摘事項に係る各府省の対応状況等を取りまとめて公表。

## 2. 平成26年度秋のレビューの指摘事項と対応について

総務省の対象事業とその指摘事項及び対応については以下のとおり。

### (1) 時代に即した国勢調査実施手法の在り方〈府省別テーマ〉(国勢調査)

指摘事項	対応方針・スケジュール	平成27年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容
<p>①ID配布時に世帯から要望があった場合には紙の調査票を配布する、IDや紙の調査票の配布方法について全国一律の方法ではなく地域の実情を勘案して選択できるようにするなどの見直しを行うべきではないか。</p>	<p>平成27年国勢調査において、全国一律の方法ではなく、地域の実情を勘案し、                      ・ID配布時に世帯から要望のある場合には、紙の調査票への記入を可能とする、                      ・IDや紙の配布方法について、町村等高齢者の多い地域などにおいては、IDと紙の調査票の同時配布を選択できることとする、                      などの見直しを行う。</p>	<p>指摘内容を含め、業務の合理化を図り、指導員・調査員の稼働日数の見直しによる減(約3億2千万円)、審査事務等に係る見直しによる減(約1億7千万円)を行う。</p>
<p>②オンライン回答率を上げるためのインセンティブ付与の導入について検討すべきではないか。</p>	<p>平成27年国勢調査におけるオンライン回答率を上げるためのインセンティブとして、調査実施を行う市区町村に対し、オンライン回答率向上の貢献について表彰することを検討。また、世帯がオンライン回答を選択するためのインセンティブとしては、オンライン回答の利便性周知(回答時間短縮、回答入力支援等)を行いつつ、結果精度の向上、結果公表の早期化等の製表の効率化などへの理解を広報等により求めていく。                      次々回調査(平成32年国勢調査)に向けては、平成27年国勢調査のオンライン回答状況等の内容分析を踏まえ、諸外国の状況を勘案しつつ、更なるインセンティブの向上策について、有識者や地方自治体と検討していく。</p>	<p>—</p>
<p>③世帯への調査票の配布については、調査員による手渡しを単に継続するのではなく、次回の制度設計に向けて、費用対効果を見極めながら、マイナンバーの利用範囲の拡大状況も踏まえつつ、IDや調査票の配布の原則郵送化を進めるなど、時代の要請に即した手法を検討すべきではないか。</p>	<p>平成27年国勢調査の実施状況や費用対効果、マイナンバー利用範囲の拡大状況等を踏まえつつ、次々回調査(平成32年国勢調査)に向けて、有識者や地方自治体との意見交換を実施するなど、調査手法の検討・実地における検証を行い、平成31年度中に結論を得て調査の実施計画をとりまとめる。</p>	<p>—</p>
<p>④費用対効果の検証のための計画をあらかじめ公表した上で、オンライン回答率の向上への寄与度を指標として設定し、アンケート調査等により検証すべきではないか。</p>	<p>平成27年国勢調査の広報効果の検証のための計画について、有識者による審議も踏まえ、調査実施までにあらかじめ公表する。また、オンライン回答率の向上への寄与度を指標として設定した上で、調査実施後に広報の効果測定(世帯を対象としたモニター調査等)を実施し、平成28年度中に結果をとりまとめる。</p>	<p>—</p>
<p>⑤今後の広報内容の重点化に資するよう、広報の狙いを明確にして、類型・媒体や対象ごとに、目的に応じて費用対効果を検証できるようにすべきではないか。</p>	<p>平成27年国勢調査の広報計画の作成に当たり、有識者による広報の実施方策、関係者への協力依頼等の検討等の審議も踏まえ、広報の狙いを明確化するとともに、調査実施後に、類型・媒体や対象ごとに、広報目的に応じた広報の効果測定(世帯を対象としたモニター調査等)を実施し平成28年度中に結果をとりまとめる。</p>	<p>—</p>

(2) 地方の創生・活性化に関連する事業〈府省横断型のテーマ〉地域の活性化のための補助金等  
 (総務省:過疎地域等自立活性化推進交付金、農水省:山村振興交付金等、国交省:集落活性化推進事業費補助金)

指摘事項	対応方針・スケジュール	平成27年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容
<p>(地域の活性化のための補助金等)                      ・「過疎地域等自立活性化推進交付金」「都市農村共生・対流総合対策交付金」「山村振興交付金」「集落活性化推進事業費補助金」の4つの補助金等については、複数ある事業メニューの一部にしか対応しない成果目標となっていたり、事業の成果と関連が薄いマクロな指標での成果目標となっていたりするなど、いずれも成果目標の設定が適切でないと思われる。①事業効果が測定できるような定量的成果目標を設定するとともに、成果実績を厳格に検証すべきではないか。</p>	<p>指摘を踏まえ、事業効果が測定できるような定量的成果目標を設定し、平成27年度から反映させる。</p>	<p>現行の「過疎市町村の人口に対する転入者数の割合」から、「過疎市町村の人口に対する社会増減数(転入者数－転出者数)の割合」に見直しをすることとした。                      また、それぞれの事業効果に結びつく指標として、事業実施主体ごとに把握した利用状況等を活用したサブ指標を設定することとした。</p>
<p>・これらの補助金等の間には、同一の事業を補助対象とするなど、重なる部分が認められるが、②政策効果を最大限に発揮する観点から、その重なり合いの排除を進めるべきではないか。また、③将来的に補助金自体の統合をできる限り図るべく検討を進めるとともに、自治体が最適な事業を選択できるよう、窓口の一元化を図るべきではないか。</p>	<p>指摘を踏まえ、平成27年度からは、農林水産省は農林水産業やそれを担う地域の振興、国土交通省は既存公共施設を活用した拠点づくり、といった専門的な分野に限定した補助等を行い、総務省はそれらの補助等を活用しない事業を対象に支援することで、それぞれの重複の排除を図る。</p> <p>また、指摘を踏まえ、まち・ひと・しごと創生本部における議論の状況も踏まえつつ、将来的に補助金自体の統合をできる限り図るべく検討を進めるとともに、自治体が最適な事業を選択できるよう、平成27年度から窓口の一元化を図る。</p>	<p>農林水産省の都市農村共生・対流総合対策交付金及び国土交通省の集落活性化推進事業費補助金を活用する事業は、総務省の過疎地域等自立活性化推進交付金の対象としないこと、集落課題に関する関係省庁連絡会の連携を強化することを要綱に記載することとした。</p> <p>また、ワンストップ相談窓口を設置するとともに、集落課題に関する関係省庁連絡会における情報共有等の連携体制を強化することとした。</p>

### (3) 無線システム普及支援事業(周波数有効利用促進事業)

指摘事項	対応方針・スケジュール	平成27年度政府予算案閣議決定時までに決定・実施した内容
<p>①周波数利用計画を早期に明確化するとともに、周波数の移行に関する期限の設定についても検討すべきである。</p>	<p>防災行政無線の周波数移行期限を含む利用計画については、周波数再編アクションプラン(平成26年10月改訂版)において「周波数の使用期限の具体化について検討を進める」としている。その期限の設定の検討に資するため、現在各自治体へ移行の計画等について調査を実施しており、平成27年5月までに調査結果を取りまとめる予定。今後、その結果を踏まえて免許人等と調整した上で平成28年度中に結論を得ることとしている。</p>	<p>アナログ防災行政無線を使用している免許人に対し、デジタル防災行政無線への移行の計画等を含んだ利用状況調査票を送付した。</p>
<p>②例えば、交付要綱において優先することとされている直近の財政力指数等については定量的な基準を設けるとともに、交付決定にあたっては具体的な選定理由を説明するなど、決定プロセスの明確化を図るべきである。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、平成27年度要望調査において、自治体に対し、評価選定方法について周知する(平成26年12月)。 また、交付決定にあたっては、全要望自治体の財政力指数及び経常収支比率を厳しい順にリスト化し、予算額を勘案の上で交付可否を決定した旨、要望調査においてご要望のあった自治体に対し説明するとともに、選定理由について公表する。(平成27年5月以降)。</p>	<p>平成27年度要望調査において、交付先については、条件不利地域(大臣が別に定める地域)、原子力事業所からおおむね30kmの地域及び南海トラフ巨大地震等の発生に備えて緊急に地震防災対策を推進する必要がある地域のうち財政力指数や経常収支比率といった定量的な数値により決める旨、自治体に対して周知を行った。</p>